

14. 学士論文研究案内

1. 学士論文研究の目的

学士論文研究は専門分野の科目の一つの形態であって単位も与えられているが、本学では卒業のための必須条件として課せられています。学士論文研究の目的は、諸君がある特定のテーマについて理論、実験、調査、計画等の諸手段を総合し、それまでに養成した学力を結集して専攻科目をよく深く理解し、あわせて研究のまとめ方、報告書の作成及び発表の方法等を修得することにあります。

2. 学士論文研究申請の資格

学士論文研究を申請する者は、次の三つの条件を満たしていなければなりません。（学部学習規程第20条）

(1) 6学期以上在学していること。

(2) 下記の科目・単位を修得していること。

一 文系科目、総合科目および文系科目は、14単位。ただし、文系ゼミ以外の文系科目を10単位以上含めること。

二 国際コミュニケーション科目は、国際コミュニケーションⅠ（英語5、英語6及び英語7を除く。）を6単位及び国際コミュニケーションⅡを6単位又は国際コミュニケーションⅠ（英語5、英語6及び英語7を除く。）を8単位及び国際コミュニケーションⅡを4単位のいずれか12単位

三 理工系基礎科目は16単位以上で、各学部の定める単位

四 健康・スポーツ科目は、健康科学1単位及びスポーツ実習Ⅰ及びⅡの2単位の合計3単位

(3) 専門分野の科目について、各標準学習課程案内で定めてある条件を満足していること。

標準学習課程によらない場合は、あらかじめ立てられた計画にそって計画した科目を満足に履修してきていなければなりません。

3. 学士論文研究の申請の手続

学士論文研究の申請は、所定の申請書を所定の期間内に学部長に提出し許可を受けなければなりません。（学部学習規程第21条）

申請書の受理期間は、その都度きめられ、掲示されます。

4. 学士論文研究の研究報告書

学士論文研究の審査を受けようとする者は、研究報告書を指導教員に提出しなければなりません。（学部学習規程第22条）

5. 学士論文研究の審査

研究報告書を提出した者については、学士論文研究審査会で研究報告書と口頭発表の両方について審査され、合格か不合格かが決定されます。学士論文研究審査会は、当該専門分野の専任の教授、准教授、講師又は助教のうちから3人以上で構成されることになっています。（学部学習規程第23条）

6. 学 位

いずれかの学科に所属して、その学科の推奨する標準学習課程又はそれ以外の学習課程を履修し、かつ卒業するために要求されている単位を修得し、学士論文研究の審査に合格した者は、教授会で卒業と認められ学士の学位が授与されます。

学士の学位には、専攻分野の名称が付記され、理学部に所属して、当該教授会の議を経て卒業と認められた者には、学士（理学）の学位を、工学部に所属して、当該教授会の議を経て卒業と認められた者には、学士（工学）の学位を、生命理工学部所属して、当該教授会の議を経て卒業と認められた者は、学士（理学）又は学士（工学）の学位が授与されます。（学則第30条～32条参照）

7. その他

平成13年4月入学者から、本学に3年以上在学し、卒業の要件として学部の定める単位を優秀な成績をもって修得したと認められる者については、当該教授会の議を経て、卒業と認められることができるようになりました。（学則第31条及び「東京工業大学早期卒業に関する規程」参照）